

宮クーポン事業申請書の提出前に、ご確認願います。

- 当該工事は、申請者が富士宮市内に所有（同居の家族含む）かつ居住（転居予定を含む）している住宅の工事です。……………□
- 申請者本人は、完了報告時点でリフォームする住所に住民登録があり、市税の滞納や、同一世帯による重複申請がありません。……………□
- 当該工事は、2022年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であり、対象となるリフォーム工事は募集要項の別表1に合致しています。……………□
- 当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用していません。……………□
- 当該工事は、富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工です。……………□

